

新潟市平和事業推進会議開催要綱

(開催)

第1条 新潟市の平和事業を推進するにあたり，市と市民との意見交換をするため，新潟市平和事業推進会議（以下「推進会議」という）を開催する。

(委員構成)

第2条 推進会議は，委員6名以内の委員構成とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし，委員の欠員による補充の場合は，前任者の残任期間とする。

3 委員は，再任できる。

(会議の開催)

第3条 推進会議は必要に応じて開催する。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は，総務部総務課が行う。

附 則

この要綱は，平成20年5月13日から施行する。

この要綱は，平成24年5月22日から施行する。